

厚生労働省発職1228第1号  
令和4年1月28日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士 山中理司 様

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和4年1月2日付け（1月6日受付）の行政文書の開示請求（開第2796号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示とした行政文書の名称

雇用保険被保険者資格取得届取消願が提出された場合における、公共職業安定所の処理方法が書いてある文書（最新版）（雇用保険業務取扱要領を除く）

#### 2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をできなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなることに御注意ください。）。

#### 3 担当課等

厚生労働省 職業安定局雇用保険課

TEL : 03-5253-1111 (内線 5760 )

# 行政文書開示請求書

令和4年12月2日

厚生労働大臣

殿

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

## 1 行政文書の名称等

雇用保険被保険者資格取得届取消願が提出された場合における、公共職業安定所の処理方法が書いてある文書(最新版) *(雇用保険本務取扱い要領を除く)*

*スカイEL*

## 2 求める開示の実施の方法等

写しの送付を希望します。

開示請求手数料 (1件 300円)		印紙を貼ってください。	
----------------------	---	-------------	---

\* この欄は記入しないでください。

担当課	2796
備考	安定局